# 三重国際水準GAP支援制度フローチャート

令和５年12月　農産物安全・流通課

**生産者・団体(申請者)**
自己点検の結果を記載した国際水準ＧＡＰ認証適合基準書を添えて申請
（申請の受付は、４月、７月、１０月又は翌年１月）

①申請

**農政室**

②申請の共有
⑨⑧評価結果の共有

⑥⑤について報告

④現地確認の実施
（取組が不十分な場合は中止）

⑤現地確認の結果
及び改善点の通知
⑩改善の提案及び
改善状況の確認

**地域普及センター**
**中央普及センター**

⑧評価結果の通知（農政室経由）

③進達

⑥⑤について報告

**農産物安全・流通課（事務局）**

⑥⑤について報告

⑦支援に関する助言及び
生産者・団体の取組評価

**三重国際水準GAP支援会議**
（６月、９月、１２月及び翌年３月に開催）
- 支援対象者ごとにその支援に必要となる事項について助言
- 支援対象者のＧＡＰの取組に関して評価

〇以下の場合、知事は生産者・団体に対して是正指導を行う。
①１年度内に一度も現地確認等の支援を受けない場合
②現地確認において、取組が不十分であることが判明し、現地確認を中止した場合

〇是正指導をしても改善が認められない場合には、支援制度に基づく支援を中止する。